

・掲載した情報は、環境省による暫定的な翻訳であり、また最新のものと限りません。また、全ての関係する法令等が網羅されているわけではありません。
・最新の正式な情報についてのご確認は、各国のフォーカルポイント（連絡先）を通じて、関係する法令等の原文において行われるようお願いいたします。

【環境省暫定訳】

政府官報

南アフリカ共和国

第 467 卷 ケープタウン 2004 年 6 月 7 日 第 26436 号

大統領府

No. 700

2004 年 6 月 7 日

大統領が次の法律を承認したことをここに通知する。
本法は一般情報としてここに公示する。

2004 年法律第 10 号： 2004 年国家環境管理：生物多様性法

原文タイトル：BIODIVERSITY ACT, 2004

原文リンク：<http://www.gov.za/sites/www.gov.za/files/a10-04.pdf>,

<https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/26F1A972-395E-4B6A-C928-A530225EB6EB/attachments/msr-abs-za-en.pdf>

（最終アクセス日：平成 27 年 9 月 11 日）

2004 年法律第 10 号 国家環境管理：生物多様性法
(大統領署名の英文テキスト)
(2004 年 5 月 31 日承認)

法律

南アフリカ共和国議会は、
1998年国家環境管理法の枠組内で南アフリカ共和国の生物多様性の管理と保全、国家の保護に値する種と生態系の保護、在来生物資源の持続可能な利用、在来生物資源に関わるバイオプロスペクティング（生物探査）から生じる利益の公正かつ衡平な配分、南アフリカ国立生物多様性研究所の設置と機能、及びそれらに関する事項について定めるため、以下の通り制定する。

目次

第1章 法の解釈、目的及び適用

1. 定義
2. 法の目的
3. 国による生物多様性の信託統治
4. 法の適用
5. 国際協定の適用
6. その他の生物多様性法令の適用
7. 国家環境管理原則
8. 他の法令との抵触
9. 規範及び基準

第2章 南アフリカ国立生物多様性研究所

第1部 研究所の設置、権限及び任務

10. 設置
11. 機能
12. 一般的権限

第2部 理事会、構成及び理事

13. 構成
14. 適格性
15. 任命手続
16. 議長
17. 任期
18. 任命の条件
19. 理事の行動規定
20. 理事資格の消滅
21. 解任
22. 欠員の補充

第3部 理事会の運営手続

23. 会合
24. 手続

- 25. 定足数及び議決
- 26. 委員会
- 27. 権限及び任務の委任
- 第4部 研究所の運営
- 28. 所長の任命
- 29. 職員の雇用
- 第5部 財務に関する事項
- 30. 財務責任
- 31. 財源
- 32. 投資
- 第6部 国立植物園
- 33. 宣言
- 34. 宣言の修正又は撤回
- 第7部 一般
- 35. 大臣の監督権限
- 36. 機能的理事会の不在

第3章 生物多様性計画の策定とモニタリング

- 37. 本章の目的
- 第1部 生物多様性計画の策定
- 38. 国家生物多様性枠組
- 39. 国家生物多様性枠組の内容
- 40. バイオリージョン（生物地理区）及びバイオリージョン計画
- 41. バイオリージョン計画の内容
- 42. バイオリージョン計画の見直し及び修正
- 43. 生物多様性管理計画
- 44. 生物多様性管理協定
- 45. 生物多様性管理計画の内容
- 46. 生物多様性管理計画の見直し及び修正
- 47. 協議
- 第2部 計画、モニタリング及び研究の調整及び整合化
- 48. 生物多様性計画の調整及び整合化
- 49. モニタリング
- 50. 研究

第4章 脅威にさらされている又は保護されている生態系及び種

- 51. 本章の目的
- 第1部 脅威にさらされている生態系又は保護されている生態系の保護
- 52. 脅威にさらされている生態系又は保護の必要がある生態系
- 53. リスト記載の生態系における脅威となるプロセス
- 54. リスト記載の生態系の保護において考慮すべき計画
- 55. 告示の修正
- 第2部 脅威にさらされている種又は保護されている種の保護
- 56. 脅威にさらされている種又は国の保護の必要がある種のリストへの記載
- 57. リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種に関わる制限活動

58. 告示の修正

第3部 リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の取引

59. 大臣の機能

60. 科学当局の設置

61. 科学当局の機能

62. 年1回の、害を及ぼさないという確認

第4部 一般規定

63. 協議

第5章 生物多様性への潜在的脅威となる種及び生物

64. 本章の目的

第1部 外来種

65. 外来種に関わる制限活動

66. 適用除外

67. 完全禁止となった一定の外来種に関わる制限活動

68. 告示の修正

69. 外来種に関する注意義務

第2部 侵入種

70. 侵入種のリスト

71. リスト記載の侵入種に関わる制限活動

72. 告示の修正

73. リスト記載の侵入種に関する注意義務

74. 権限ある当局への指令発令の要請

75. リスト記載の侵入種の抑制と根絶

76. 国の機関による侵入種抑制計画

77. 侵入種の現状報告書

第3部 その他の脅威

78. 遺伝子組換え生物

第4部 一般規定

79. 協議

第6章 バイオプロスペクティング、アクセス及び利益配分

80. 本章の目的と適用

81. 許可

82. 許可発行の前に保護すべき一定の利益

83. 利益配分協定

84. 素材移転契約

85. バイオプロスペクティング信託基金の設立

86. 適用除外

第7章 許可

87. 本章の目的

第1部 許可システム

88. 許可の申請

89. リスク評価と鑑定書

- 90. 許可
- 91. 外来種及び侵入種に関する追加的要件
- 92. 統合許可
- 93. 許可の取消
- 第2部 異議申立
- 94. 大臣に提出する異議申立
- 95. 異議申立委員会
- 96. 決定

第8章 法の執行

第1部 規則

- 97. 大臣による規則

- 98. 一般

第2部 協議プロセス

- 99. 協議

- 100. 一般国民の参加

第9章 違反と罰則

- 101. 違反

- 102. 罰

第10章 雑則

- 103. 1984年法律第122号の廃止

- 104. 留保

- 105. 実施中のバイオプロスペクティング・プロジェクト

- 106. 略称及び施行期日

第1章 法の解釈、目的及び適用

定義

1. (1) この法律（以下、本法）において、次に掲げる用語は、文脈から別の意味にならない限り、それぞれ以下の意味をもつ。

「**外来種**」とは、次のいずれかをいう。

(a) 在来種でない種

(b) 自然界における自然の分布域外の場所に移された、又は移されるよう意図された在来種で、自然の移動又は拡散により、人間が介入することなく自然の分布域を広げたものではないもの。

「**利益**」とは、在来生物資源に関わるバイオプロスペクティング（生物探査）との関連において、商業上の利益かどうかにかかわらず、当該資源に関わるバイオプロスペクティングから生じる利益をいい、金銭的、非金銭的の両方の見返り（returns）を含む。

「**生物の多様性**」又は「**生物多様性**」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、及びこれらが複合した生態系を含む）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

「**バイオプロスペクティング**」（生物探査）とは、在来生物資源との関連において、商業的若しくは工業的利用のための在来生物資源の研究、開発若しくは応用をいい、以下を含む。

(a) 上記資源の計画的探索、採集若しくは収集、又は上記の研究、開発若しくは応用の目的での当該資源からの抽出。

(b) 上記の研究若しくは開発の目的での、原住民の社会による在来生物資源の伝統的利用に関する情報の活用。

(c) 商業的又は工業的利用のための上記伝統的利用についての研究、応用、開発又は改変。

「**バイオリージョン**（生物地理区）」とは、本法の適用上、第40条（1）に基づいてバイオリージョンと定める地理的地域をいう。

「**理事会**（Board）」とは、第13条の理事会をいう。

「**権限ある当局**」とは、外来種又は侵入種の抑制（control）との関連において、次のいずれかをいう。

(a) 大臣

(b) 外来種、若しくは本法に基づきリストに記載された侵入種の抑制のため、権限ある当局として規則により指定された国の機関であって、中央、州若しくは地域の政府に置かれているもの

(c) その他国の機関

「**構成要素**」とは、生物多様性との関連において、種、生態学的群集、遺伝子、ゲノム、生態系、生息地及び生態学的プロセスをいう。

「**抑制**（control）」とは、外来種又は侵入種との関連において、次のいずれかをいう。

(a) 外来種又は侵入種を減少させ、又はこれを根絶すること。

(b) 上記根絶が可能でない場合、実行可能な限り、外来種又は侵入種の再発生、再定着、再生長、繁殖、増殖、再生、又は拡散を防止すること。

「**深刻な危機に瀕している生態系**（critically endangered ecosystem）」とは、第52条（2）に基づき、深刻な危機に瀕している生態系としてリストに記載された生態系をいう。

「**深刻な危機に瀕している種**（critically endangered species）」とは、第56条に基づき、深

刻な危機に瀕している種としてリストに記載された在来種をいう。

「**権限委任**」には、任務との関連において、任務遂行への指示を含む。

「**省 (Department)**」とは、国の環境・観光省をいう。

「**派生物**」とは、動物、植物又はその他の生物との関連において、未加工 (fresh) か、保存されたか、加工されたかにかかわらず、動物、植物又はその他の生物の一部分、組織又は抽出物をいい、そうした部分、組織又は抽出物から派生する化学物質を含む。

「**長官**」とは、上記の省の長官をいう。

「**生態学的群集**」とは、ある特定地域に生息又は生育する一体的種集団をいう。

「**生態系**」とは、植物、動物及び微生物の群集とこれらを取り巻く非生物的な環境とが相互に作用して一つの機能的な単位を成す動的な複合体をいう。

「**危機に瀕している生態系 (endangered ecosystem)**」とは、第52条 (2) に基づいて、危機に瀕している生態系としてリストに記載された生態系をいう。

「**危機に瀕している種 (endangered species)**」とは、第56条に基づいて、危機に瀕している種としてリストに記載された在来種をいう。

「**環境管理検査官**」とは、国家環境管理法に基づいて、本法の規定を執行する権限を与えられた者をいう。

「**輸出**」とは、南アフリカ共和国との関連において、同国内のある場所から他の国又は国際水域へ持ち出すこと若しくは移転すること、又は持ち出し若しくは移転を試みることをいう。

「**官報**」とは、次のいずれかをいう。

(a) 大臣との関連において用いるときは、政府官報をいう。

(b) 州の環境問題執行委員会委員 (MEC) との関連において用いるときは、その州の州公報をいう。

「**遺伝素材**」とは、遺伝の機能的な単位を有する動物、植物、微生物その他の生物由来の素材をいう。

「**遺伝資源**」には、次のいずれかを含む。

(a) 遺伝素材

(b) 種の遺伝的な潜在能力又は特性

「**生息地**」とは、種又は生態学的群集が自然に生息し又は生育している場所をいう。

「**輸入**」とは、南アフリカ共和国との関連において、

(a) 同国へ陸揚げする、持ち込む若しくは導入する、又は同国への陸揚げ、持ち込み若しくは導入を試みることをいい、

(b) 同国から国外の場所に再輸出するために、同国に持ち込む場合を含む。

「**在来生物資源**」とは、次のいずれかをいう。

(a) バイオプロスペクティングとの関連で用いるときは、第80条 (2) に定義する在来生物資源をいう。

(b) それ以外の事項との関連で用いるときは、次のいずれかから成る資源をいう。

(i) 在来種の動物、植物若しくはその他の生物で、生きている若しくは死んでいるもの

(ii) 前項の動物、植物若しくはその他の生物の派生物

(iii) 上記の動物、植物若しくはその他の生物の遺伝素材

「**在来種**」とは、南アフリカ共和国の国内で、自然界において自由状態で自然に生息若しくは生育している、又は以前より生息若しくは生育してきた種をいい、人間活動の結果として同国に導入された種を含まない。

「**研究所**」とは、第10条に基づいて設置された南アフリカ国立生物多様性研究所 (South

African National Biodiversity Institute) をいう。

「導入」とは、種との関連において、故意か偶然かにかかわらず、その種の自然の生息範囲外、又は自然に拡散できる範囲外の場所へ、人間により導入することをいう。

「海洋からの導入」とは、種の標本との関連において、いずれの国家の管轄下にもない海洋環境から採取した標本を南アフリカ共和国へ輸送することをいう。

「侵入種」とは、その種の自然の分布域外での定着及び拡散が、

(a) 生態系、生息地若しくは他の種を脅かし、又は脅かすおそれが明白で、かつ

(b) 経済的若しくは環境的被害をもたらす、又は人間の健康被害をもたらす可能性のあるものをいう。

「発行権者」とは、第87条に示す事項を規制する許可との関連において、次のいずれかをいう。

(a) 大臣

(b) 対象となる許可に関し、第97条に基づいて許可の発行当局として規則により指定された国の機関であって、中央、州若しくは地域の政府に置かれているもの

「リスト記載の生態系」とは、第52条(1)に基づいてリストに記載された生態系をいう。

「リスト記載の侵入種」とは、第70条(1)に基づいてリストに記載された侵入種をいう。

「リスト記載の、脅威にさらされている種又は保護されている種」とは、第56条(1)に基づいてリストに記載された種をいう。

「地域社会」とは、地理的に他と区別しうる一定地域に、生活している又は権利若しくは利害関係を持つ人々の共同体をいう。

「管理当局」とは、保護地域との関連において、保護地域の管理を担当する当局をいう。

「環境問題執行委員会委員(MEC)」とは、州環境問題担当執行委員会の委員で、当該州の生物多様性の保全を担当するものをいう。

「移動性の種」とは、野生動物の種若しくは種より下位の分類群で、全個体群若しくは全個体群のうち地理的に分かれた一部分に属するもののうちの相当部分が、国家の管轄の境界を一つ以上越えることが周期的で予測可能なものをいう。

「大臣」とは、国の環境管理を担当する閣僚をいう。

「市町村(municipality)」とは、1998年地方政府：市町村構造法(1998年法律第117号)

(Local Government: Municipal Structures Act)に基づいて設置される市町村をいう。

「国立植物園」とは、第33条に基づいて国立植物園として宣言された又は宣言されたとみなされる土地をいい、第33条に基づいて既存の植物園の一部として宣言された土地を含む。

「国家環境管理法」とは、1998年国家環境管理法(1998年法律第107号)をいう。

「国家環境管理原則」とは、第7条の原則をいう。

「害を及ぼさないという確認(non-detriment findings)」とは、ある行動が種の野生における生存に悪影響を及ぼさないという判定をいう。

「国の機関」とは、憲法第239条において当該機関に付された意味をもつ。

「許可」とは、第7章に基づいて発行される許可をいう。

「定める又は規定する」とは、第97条に基づき規則により規定することをいう。

「保護地域」とは、保護地域法(Protected Areas Act)に定める保護地域をいう。

「保護地域法」とは、2003年国家環境管理：保護地域法(National Environmental Management: Protected Areas Act, 2003)をいう。

「保護されている生態系」とは、第52条(2)に基づいて保護生態系としてリストに記載された生態系をいう。

「保護されている種」とは、第56条に基づいて保護種としてリストに記載された種をいう。

「国家財政管理法(Public Finance Management Act)」とは、1999年国家財政管理法(1999

年法律第1号)をいう。

「再輸出」とは、リスト記載の脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本との関連において、過去に南アフリカ共和国に輸入された当該リスト記載種の標本の、同国からの輸出をいう。

「制限活動 (restricted activity)」とは、

(a) リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本との関連において、以下の各号のいずれかをいう。

(i) リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の生きた標本を、狩猟する、捕獲する若しくは殺すこと。その手段、方法、用具は問わず、当該標本を狩猟する、捕獲する若しくは殺すことを目的とした搜索、追跡、追いたて、待ち伏せ、おびき寄せ、誘い込み、飛び道具の発射、又は傷つけることを含む。

(ii) リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本の収集、採集、若しくは摘採。

(iii) リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本の一部を摘み取る、又は切る、切断する、根を抜く、傷つける若しくは破壊すること。

(iv) リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本を、南アフリカ共和国へ輸入すること。これには海洋からの導入を含む。

(v) リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本を、同国から輸出すること。これには同国からの再輸出を含む。

(vi) リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本を占有する又は物理的に支配すること。

(vii) リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本を、育てる、繁殖させる、若しくは他の方法により増殖させること、又は増殖に至らしめること。

(viii) リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本を、運搬する、移動する、又はその他の方法で別の場所に移すこと。

(ix) リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本を、販売する、若しくはその他の方法で取引する、購入する、受け取る、贈与する、寄付する、贈り物として受け取る、又は方法のいかんにかかわらず取得又は処分すること。

(x) その他の、リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本に関わる活動で規定されるもの。

(b) 外来種、若しくはリスト記載の侵入種の標本との関連において、以下の各号のいずれかをいう。

(i) 外来種、若しくはリスト記載の侵入種の標本を、南アフリカ共和国へ輸入すること。これには海洋からの導入を含む。

(ii) 外来種、若しくはリスト記載の侵入種の標本を占有する又は物理的に支配すること。

(iii) 外来種、若しくはリスト記載の侵入種の標本を、育てる、繁殖させる、若しくは他の方法により増殖させること、又は増殖に至らしめること。

(iv) 外来種、若しくはリスト記載の侵入種の標本を、運搬する、移動する、又はその他の方法で別の場所に移すこと。

(v) 外来種、若しくはリスト記載の侵入種の標本を、販売する、若しくはその他の方法で取引する、購入する、受け取る、贈与する、寄付する、贈り物として受け取る、又は方法のいかんにかかわらず取得又は処分すること。

(vi) その他規定される活動で、外来種、若しくはリスト記載の侵入種の標本に関わ

るもの。

「種」とは、動物、植物、その他の生物の一つの種類で、それ以外の種類の個体とは通常は交雑しないものをいい、亜種、栽培品種、品種、地理的品種、系統 (strain)、ハイブリッド、地理的に分離した個体群を含む。

「標本」とは、以下のいずれかをいう。

- (a) 生きている若しくは死んでいる動物、植物、その他の生物
- (b) 動物、植物若しくはその他の生物の、種子、卵、配偶子、繁殖体若しくは一部分で、増殖若しくは繁殖することができ、又は何らかの方法で遺伝形質を移すことができるもの。
- (c) 動物、植物若しくはその他の生物の派生物
- (d) 次のいずれかの製品 (goods)
 - (i) 動物、植物若しくはその他の生物の派生物を含む製品
 - (ii) 付属文書、又は包装、マーク若しくはラベル、又はその他の表示により、動物、植物若しくはその他の生物の派生物であると、若しくはそうした派生物を含むと思われる製品

「利害関係者」とは、次のいずれかをいう。

(a) 第82条 (1) (a) で考慮されている人、国の機関、地域社会 (community)

(b) 第82条 (1) (b) で考慮されている原住民社会

「下位法令」とは、本法との関連においては次のいずれかをいう。

(a) 第97条に基づいて制定される法令

(b) 第9条、第33条、第34条、第40条 (1)、第42条 (2)、第43条 (3)、第46条 (2)、第52条 (1)、第53条 (1)、第55条、第56条 (1)、第57条 (2)、第58条、第66条 (1)、第67条 (1)、第68条、第70条 (1)、第72条、第86条 (1) 又は第100条 (1) に基づいて公布される告示

「持続可能」とは、生物資源の利用との関連において、以下の各号を満たす方法と速度で、その資源を利用することをいう。

(a) 長期的減少をもたらさない。

(b) その生物資源が生息又は生育する生態系の、生態学的統合性 (ecological integrity) を攪乱しない。

(c) 現在及び将来の世代の人々の必要及び願望を満たすような継続的利用を確保する。

「本法」には、本法の規定に基づいて発布される下位法令も含まれる。

「脅威となるプロセス (threatening process)」とは、次のいずれかを脅かす、又は脅かす可能性のあるプロセスをいい、第53条に基づいて脅威となるプロセスとして特定されたプロセスを含む。

(a) 在来の種若しくは生態学的群集の存続、生息数若しくは進化的発達

(b) 生態系の生態学的統合性

「脆弱な生態系」とは、第52条 (2) に基づき、脆弱な生態系としてリストに記載された生態系をいう。

「脆弱な種」とは、第56条に基づき、脆弱な種としてリストに記載された在来種をいう。

(2) 本法では、第 (1) 項で定義した語句や表現から派生した語句や表現は、文脈から別の意味が意図されていない限り、それに対応した意味をもつ。

法の目的

2. 本法の目的は次のとおりである。

(a) 国家環境管理法の枠組内で、以下について定めること。

(i) 南アフリカ共和国内の生物の多様性及びその構成要素の管理と保全

- (ii) 在来生物資源の持続可能な方法での利用
- (iii) 在来生物資源に関するバイオプロスペクティングから生じる利益の公正かつ衡平な配分
- (b) 共和国に対して拘束力を有する、批准された生物多様性に関する国際協定を発効させること。
- (c) 生物多様性の管理と保全における協同ガバナンスについて定めること。
- (d) 本法の目的達成に資するため、南アフリカ国立生物多様性研究所について定めること。

国による生物多様性の信託統治

3. 憲法第24条に定める権利を全うするに当たり、国は、生物多様性に適用される法令の実施にあたる国の機関を通じ、以下を実施するものとする。
- (a) 南アフリカ共和国の生物多様性とその構成要素及び遺伝資源を管理、保全、維持すること。
 - (b) 上記の権利を段階的に実現するため、本法を施行すること。

法の適用

4. (1) 本法は以下に適用する。
- (a) 南アフリカ共和国。これには以下を含む。
 - (i) 1994年海域法（Maritime Zones Act）（1994年法律第15号）に定める南アフリカ共和国の領海、排他的経済水域、大陸棚
 - (ii) 1948年プリンスエドワード島法（1948年法律第43号）でいうプリンスエドワード島
 - (b) 南アフリカ共和国の生物の多様性とその構成要素に影響を与える人間活動。
- (2) 本法は、国の機関のうち、次に挙げるもののすべてを拘束する。
- (a) 中央及び地方の政府に置かれているもの
 - (b) 憲法第146条に従い、州の政府に置かれているもの

国際協定の適用

5. 本法は、南アフリカ共和国が締約国であり、かつ南アフリカ共和国を拘束する、生物多様性に影響する批准された国際協定に効力を与えるものである。

その他の生物多様性法令の適用

6. (1) 本法は、国家環境管理法の関連規定と併せて解釈しなければならない。
- (2) 本法の施行から生じる紛争の解決には、国家環境管理法の第4章を適用する。

国家環境管理原則

7. 本法の適用は、国家環境管理法第2条に定める国家環境管理原則に則って行うものとする。

他の法令との抵触

8. (1) 本法のいずれかの条項の抵触については以下による。
- (a) 本法の施行日の直前に施行中の国内法令に抵触する場合、その抵触が特に生物多様性又は在来生物資源の管理に関わるものであるときは、本法の規定が優先する。
 - (b) 州の法令に抵触する場合は、憲法第146条に基づいて解決するものとする。

- (c) 市町村の条例に抵触する場合は、本法の規定が優先する。
- (2) 本法に基づいて公布された下位法令の抵触については以下による。
 - (a) 議会制定法に抵触する場合は、議会制定法が優先する。
 - (b) 州の法令に抵触する場合は、憲法第146条に基づいて解決するものとする。
 - (c) 市町村の条例に抵触する場合は、本法に基づいて定められた下位法令が優先する。
- (3) 第2 (b) 項を適切に適用するため、大臣は、本法に基づいて公布される下位法令のうち州に関わるものは、憲法第146条 (6) に基づいて、全国州評議会 (National Council of Provinces) に提出し承認を得るものとする。

規範及び基準

- 9. (1) 大臣は、官報の告示により、以下を行うことができる。
 - (a) 本法の目的の達成のための規範及び基準 (以下を含む) の公布
 - (i) 南アフリカ共和国の生物の多様性とその構成要素の管理と保全
 - (ii) 生物多様性とその構成要素に影響を及ぼす活動の制限
 - (b) 当該規範及び基準の遵守を評価するための指標の設定
 - (c) 上記 (a) 項又は (b) 項に基づいて発出された告示の修正
- (2) (a) 第 (1) 項に基づいて告示を発出する前に、大臣は、第99条及び第100条に従って協議プロセスを踏むものとする。
 - (b) (a) 項の協議プロセスは、告示の変更が重要なものでない場合には適用する必要がない。
- (3) 規範及び基準は、次のいずれかを適用範囲とすることができる。
 - (a) 全国
 - (b) 特定地域のみ
 - (c) 生物多様性の特定カテゴリーのみ
- (4) 以下については、異なる規範及び基準を定めることができる。
 - (a) 異なる地域
 - (b) 生物多様性の異なるカテゴリー

第2章

南アフリカ国立生物多様性研究所

第1部

研究所の設置、権限及び任務

設置

- 10. (1) 本法により、南アフリカ国立生物多様性研究所を設置する。
- (2) 本研究所は法人である【以下、「研究所」という】。

機能

- 11. (1) 研究所は、
 - (a) 大臣に対し、以下についてモニタリングし、定期的に報告するものとする。
 - (i) 南アフリカ共和国の生物多様性の状況
 - (ii) リスト記載の脅威にさらされている種若しくは保護されている種及びリスト記載の生態系のすべてについての保全状況
 - (iii) リストに記載された侵入種すべての状況
 - (b) 環境中に放出された遺伝子組換え生物の影響についてモニタリングし、大臣に定期

的に報告するものとする。この影響とは、標的でない生物並びに生態学的プロセス、在来生物資源、及び農業で使用される種の生物学的多様性のそれぞれに対する影響を含む。

(c) 国の機関その他の利害関係者に対し、生物多様性に関する事項についての助言及び協議の機関としての役割を務めることができる。

(d) 南アフリカ共和国の生物多様性の分類学を整備及び促進するものとする。

(e) すべての国立植物園の運営、管理及び維持を行なうものとする。

(f) 以下を設立、運営、管理、及び維持することができる。

(i) 植物標本館

(ii) 存在する可能性のある死んだ動物のコレクション

(g) 園芸の展示、環境教育、訪問者の便宜及び研究のための施設を設置するものとする。

(h) 国立植物園及び植物標本館の植物のコレクションを設置、維持、保護及び保存するものとする。

(i) 適切な囲い (enclosure) の中で、動物及び微生物のコレクションを設置、維持、保護及び保存することができる。

(j) 生物多様性及び在来生物資源の持続可能な利用についての情報を収集、作成、処理及び調整し、これを普及させ、さらにこれについてデータベースを設置及び維持するものとする。

(k) 国立植物園、植物標本館、その他研究所の管理下にある場所への公衆のアクセスを許可、規制又は禁止すること、及び訪問者に植物や情報、食事、軽食又はその他のサービスを提供することができる。

(l) 在来の生物多様性及び在来生物資源の持続可能な利用についての研究を実施及び推進することができる。

(m) 以下のためのプログラムを調整及び実施することができる。

(i) 生態系の修復

(ii) リストに記載された侵入種の防止、抑制又は根絶

(n) 市民社会を次のことに参画させるためのプログラムを調整することができる。

(i) 在来生物資源の保全と持続可能な利用

(ii) 生態系の修復

(o) 大臣の要請により、本法に基づいて大臣に与えられた職務の遂行並びにその権限の行使を補佐するものとする。

(p) 大臣の要請により、本法に基づいて規制される事項に関して大臣に助言するものとする。助言は以下に関するものを含む。

(i) 本法及び生物多様性に影響を及ぼす国際協定で南アフリカ共和国を拘束するものの実施

(ii) バイオリージョン及びバイオリージョン計画の内容の特定

(iii) 生物多様性に関する計画策定のその他の側面

(iv) 生物多様性の管理と保全

(v) 在来生物資源の持続可能な利用

(q) 大臣の要請により、国の保護地域の宣言及び管理、並びにその地域内の開発に関して大臣に助言するものとする。

(r) その他、次の任務を遂行するものとする。

(i) 本法に基づいて研究所に課された任務、又は

(ii) 規定される任務

(2) 第(1)項に基づいて研究所が科学的事項について助言する場合、研究所は、その事項についての専門知識を有するしかるべき国の機関又はその他の研究機関と協議すること

ができる。

一般的権限

12. 研究所は、その任務遂行のため、以下の各号を行うことができる。

- (a) 第29条に従って、その職員を任命する。
- (b) 特定の行為、職務又は任務の遂行のため、合意により、何らかの主体 (person) (国の機関を含む) によるサービスを受ける。
- (c) 動産又は不動産の権利を取得若しくは処分する、又は財産を賃借若しくは賃貸する。
- (d) 研究所の銀行口座を開設及び運用する。
- (e) 研究所の代理として、国家財政管理法 (Public Finance Management Act) に従って、製品の生産及び供給、又はサービスの提供をその目的として行う会社を設立する。
- (f) 第32条に従って、研究所の金銭を投資する。
- (g) 国家財政管理法第66条に従って、金銭の借入を行う。
- (h) 次のいずれかに対し料金を課す。
 - (i) 国の植物園、植物標本館、その他、研究所の管理下にある場所へのアクセス
 - (ii) 研究所が遂行する作業又は提供するサービス。ただし、第11条 (l)、(m)、
- (n) 又は (o) に基づいて遂行される作業又は提供されるサービスは除く。
 - (iii) 研究所が実施する研究の結果、又は研究に関連したその他の情報へのアクセス
- (i) 発見、発明又はコンピュータープログラムから生じるロイヤリティを徴収する。
- (j) 研究所に以下の保険を付保する。
 - (i) 損失、損害又は危険、又は
 - (ii) 本法の適用において負う可能性のある責任
- (k) 他の主体若しくは国の機関に関連し若しくはそれに代わって行う行為も含めて、法的行為を行う。
- (l) 法的訴えを提起する、又はそれに抗弁する。

第2部

理事会、構成及び理事

構成

13. (1) 研究所は理事会により運営される。理事会は以下で構成される。

- (a) 第15条に基づいて指名される7人以上9人以下の理事
 - (b) 長官又は長官により指名された省職員
 - (c) 研究所の所長 (Chief Executive Officer)
- (2) 大臣は、
- (a) 第 (1) (a) 項の下で任命される理事の人数を決定するものとする。
 - (b) (a) 項により決定された人数を変更することができる。ただし人数の低減は、理事会に欠員が生じたときのみ有効とする。
- (3) 理事会は、研究所の任務の遂行及び権限の行使におけるすべての決定を行う。ただし、以下を除く。
- (a) 第27条に基づいて権限委任の結果として行う決定。
 - (b) 国家財政管理法により別段の定めがある場合。

適格性

14. (1) 理事は以下の者でなければならない。
- (a) 理事としての職を務めるにふさわしい人物であること

- (b) 生物多様性の分野で、しかるべき資質能力と経験を有している者
- (2) 次の者は、理事となるには又はとどまるには不適格とする。
 - (a) 議会、州議会若しくは市町村議会の議員の職にある者
 - (b) 第21条に基づいて職を解かれた者

任命手続

15. (1) 第13条 (1) (a) の理事任命に必要なときは、大臣は以下を行うものとする。
- (a) 全国対象のマスメディアを通じ、及び各州において、理事の任命についての推薦を募集する。
 - (b) 推薦された者の一覧を作成し、その各人について、所定の詳細事項を掲載する。
 - (2) 第 (1) (a) 項に基づく公示に従って行われる推薦は、次の裏付けが必要である。
 - (a) 推薦された者の個人的詳細
 - (b) 推薦された者の資質能力及び経験
 - (c) その他定める情報
 - (3) 大臣は、第 (4) 項に従って、以下を任命するものとする。
 - (a) 第 (1) (b) 項に基づいて作成された一覧から、必要な数の者
 - (b) 当該一覧で不十分な場合は、適切な人物
 - (4) 任命を行う際は、大臣は以下を行うものとする。
 - (a) 環境問題執行委員会委員 (MEC) と協議する。
 - (b) 代表性が向上するような者を任命する必要があることを考慮する。
 - (5) 理事会は、生物多様性の分野において、広範囲にわたり適切な専門知識がカバーされるような理事の構成となるように、任命を行う。

議長

16. (1) 必要な場合、大臣は理事1人を理事会議長に任命するものとする。
- (2) 議長の任期は大臣が決定する。この任期は、第13条 (1) (a) の理事の場合は、理事としての任期を超えてはならない。
 - (3) 大臣は、次のいずれかに当たる場合は、理事を議長代行に任命することができる。
 - (a) 議長が、長期間不在となる場合。
 - (b) 議長の任命が保留となっている場合。

任期

17. 第13条 (1) (a) の理事の任期は次のとおりとする。
- (a) 任期を3年とするが、第22条 (2) に該当する場合は、同項の規定に基づく任期とする。
 - (b) 3年の任期が終了したときは、さらに3年を任期として再任命される資格を有する。
 - (c) 大臣は、(a) 項又は (b) 項に基づく任命期間を、1年を超えない一定期間、延長することができる。

任命の条件

18. (1) 大臣は、第13条 (1) (a) の理事の雇用条件を定めなければならない。
- (2) (a) 大臣は、財務大臣の同意を得て、政府の職員でない理事の雇用条件を定めることができる。
 - (b) 理事の報酬及び手当では、研究所が支払う。
 - (3) (a) 政府職員である理事は報酬及び手当での支給を受けることはできないが、自己

負担したものについては研究所が支払うものとする。

(b) 前項の理事は、パートタイムベースで任命される。

理事の行動規定

19. (1) 理事は、

(a) 誠意を持って公平無私に任務を遂行するものとする。

(b) 理事本人、その配偶者、パートナー又は近親者の個人的事業が、理事会の扱う問題に利害関係を有する場合には、それを理事会に開示するものとし、理事会がその利害関係は些細若しくは無関係であると判断する場合を除き、理事会で当該問題を検討するときは議事への参加を中止しなければならない。

(c) 理事としての立場、特権又は知識を、個人的な利益のために、若しくは他者を不適切に利するために利用してはならない。

(d) その他、研究所の信頼、公平さ、独立性及び完全性を損なうような行為をしてはならない。

(2) 第(1)項の規定に違反する若しくは遵守できない理事は、違法行為を犯したのものとする。

理事資格の消滅

20. (1) 第13条(1)(a)の理事は、以下の各号のいずれかに該当する場合、理事の資格を失う。

(a) 第14条に基づく理事としての資格能力を有しなくなったとき

(b) 辞任するとき

(c) 第21条に基づいて任を解かれるとき

(2) 理事は、少なくとも3ヶ月前に大臣に書面で通知した場合のみ、職を辞することができる。ただし大臣は、場合によってはこれよりも短い期間を認めることができる。

解任

21. (1) 大臣は、第13条(1)(a)の理事を解任することができるが、ただし、次のいずれかを理由とする場合に限る。

(a) 違反行為、能力不足又は不適格

(b) 十分な理由がある場合を除き、理事会から事前の許可を得ずに、理事会の会合に3回続けて欠席したとき

(c) 破産状態

(d) 犯罪行為の有罪判決を受け、罰金の選択刑がないとき

(2) 理事の違反行為及び不適格の理由での解任は、大臣が任命する調査委員会によりその旨が判明した場合に限る。

(3) 大臣は、本条に基づいて調査を受けている理事を停職とすることができる。

欠員の補充

22. (1) 理事会の欠員の補充は以下による。

(a) 議長が欠員となる場合は、第16条(1)に基づいて他の理事を議長に任命し、補充する。

(b) 第13条(1)(a)の理事が欠員となる場合は、第15条に定める手順による。

(2) 欠員の補充として任命された者の任期は、前任の議長又は理事の任期の残りの期間とする。

第3部 理事会の運営手続

会合

23. (1) 理事会の議長は、会合の日時と場所を決定する。ただし、理事の過半数が望む場合には、開催の日時と場所を記した書面により、理事会の会合を招集するよう、議長に要請することができる。

(2) 議長は理事会の会合の議長を務める。議長が会合を欠席した場合は、出席している理事の中で議長を選出するものとする。

手続

24. (1) 理事会は本法の規定に従ってその手続を決定することができる。

(2) 理事会はその議事進行と決定の記録をとるものとする。

定足数及び議決

25. (1) その時点で任務に就いている理事の過半数をもって、理事会の会合の定足数とする。

(2) 理事会の審議事項については、会合に出席しているメンバーの過半数票により決定する。

(3) 理事会の審議事項が賛否同数となった場合は、会合の議長を務める理事が、理事としての本来の投票に加えて、決定票を投じる。

委員会

26. (1) 理事会は、その任務遂行又は権限行使に資する1つ又は複数の委員会を設置することができる。

(2) 理事会は、委員会の委員を任命する場合、理事に限定せずに委員を選任できる。

(3) 理事会は、

(a) 委員会の任務を決定するものとする。

(b) 委員会の委員長と委員を任命するものとする。

(c) 2000年行政正義促進法 (Promotion of Administrative Justice Act, 2000) (2000年法律第3号)の規定を考慮し、いかなる時点においても、委員会の委員を解任することができる。

(d) 委員会の運営手続を決定するものとする。

(4) 理事会は、いかなる時点においても、委員会を解散することができる。

(5) (a) 第18条は、文脈により必要な変更を加えて解釈し、委員会委員の雇用条件に準用する。

(b) 委員会の委員に任命された研究所の職員は、その職員本人の雇用条件に従って委員会の職務に就く。

権限及び任務の委任

27. (1) 理事会は、その任務遂行に必要な場合は、第(2)項に従ってその権限又は任務を、次のいずれかに委任することができる。

(a) 理事

(b) 第26条の委員会

(c) 研究所の職員

(2) 次に挙げる権限及び任務については、理事会は委任してはならない。

- (a) 第28条 (1) 若しくは (2) に基づく所長の任命若しくは再任命
 - (b) 第28条 (3) に基づく所長職の条件の決定
 - (c) 第29条 (1) に基づく雇用方針の決定
 - (d) 第29条 (2) (a) 若しくは (3) に基づく財政限度の設定
- (3) 第 (1) 項に基づく委任は、
- (a) 理事会が課す制限、条件、指示に従う。
 - (b) 書面により行うものとする。
 - (c) 委任する権限の行使、若しくは委任する任務の遂行に関する責任から、理事会を免れさせるものではない。
 - (d) 理事会による、委任する権限の行使、若しくは委任する任務の遂行を妨げるものではない。
- (4) 理事会は、本条に基づく委任の結果として下された決定により、何者かに権利が発生した場合には、当該決定を確認、変更、若しくは取り消すことができる。

第4部 研究所の運営

所長の任命

28. (1) 理事会は、大臣の同意を得て、適切な資質能力と経験を有する人物を、研究所の所長として任命するものとする。
- (2) 所長は、
- (a) 5年を超えない期間を任期として任命される。
 - (b) 大臣の同意を得て理事会が再任させることができる。ただし、再任は1度限りとし、5年を超えない任期とする。
- (3) 所長の雇用条件は、大臣が財政担当閣僚の同意を得て承認する方針に従って、理事会が決定する。
- (4) 所長は、
- (a) 研究所の管理を担当する。
 - (b) 理事会が所長に委任する任務があれば、これを遂行するものとする。また理事会が所長に委任する権限があれば、これを行使することができる。
 - (c) 理事会に対し、管理の諸側面、任務の遂行、権限の行使について、理事会が定める時、間隔及び方法で、報告するものとする。
- (5) (a) 理事会の議長は、次のいずれかの場合は、研究所の別の職員を、6ヶ月を超えない期間で所長代行に任命することができる。
- (i) 所長が何らかの理由で不在となる時、又はその任務を遂行できないとき
 - (ii) 所長の職が空席となったとき
- (b) 所長代行となった職員は、
- (i) 所長の権限と任務を帯びる。
 - (ii) 第 (3) 項の方針に従って議長が決定する雇用条件に従って雇用される。

職員の雇用

29. (1) 理事会は、大臣の同意を得て、研究所の雇用方針を決定するものとする。
- (2) 所長は、
- (a) 理事会の定める財政限度の中で、研究所の作業に必要な職務編制を決定するものとする。
 - (b) 職務編制した部署に配属する者を、任命することができる。

(3) 研究所の職員は、理事会の定める雇用方針と財政限度に従い、所長が決定した雇用条件に従って雇用される。

(4) (a) 国の他の機関に勤務している者も、所長とその機関との合意により、研究所に派遣されることがある。

(b) 研究所に派遣された職員は、所長の監督の下で任務を遂行する。

(5) 研究所で職務を行う職員は、本人の同意があれば、所長と国の他の機関との合意により、当該他の機関に派遣されることがある。

第5部 財務に関する事項

財務責任

30. 研究所は、国家財政管理法の適用上、公的機関であり、その法の規定を遵守するものとする。

財源

31. 研究所の資金は、以下の各号からなる。

- (a) 研究所の職務の遂行及び権限の行使から生じる収入
- (b) 議会により割り当てられた金銭
- (c) 国の機関から受け取る助成金
- (d) 任意拠出や寄付、遺贈金
- (e) 第12条 (g) に基づいて借り入れる金銭
- (f) 第32条の投資から生じる収入
- (g) その他、国家財政管理法に従って他の財源から生じる金銭

投資

32. 研究所は、以下を条件として、直ちに必要ではない資金を投資することができる。

- (a) 国家財政管理法第7条 (4) に基づいて規定される投資方針に従う。
- (b) 大臣が承認する方法による。

第6部 国立植物園

宣言

33. (1) 大臣は、官報の告示により、告示で示す国有地を、当該地所の管理を担当する閣僚の承認を得て、次のいずれかに宣言することができる。

- (a) 国立植物園
- (b) 既存の国立植物園の一部

(2) 大臣は、合意書に示される土地の所有者との合意に従い、官報の告示により、当該土地を次のいずれかに宣言することができる。

- (a) 国立植物園
- (b) 既存の国立植物園の一部

(3) 上記第 (1) (a) 項又は第 (2) (a) 項に基づく告示では、当該国立植物園に名称を付与するものとする。

(4) 1984年森林法 (1984年法律第122号) 別表1に示す区域は、本条に基づいて国立植物園として宣言されたものとみなすものとする。

宣言の修正又は撤回

34. (1) 大臣は、官報の告示により、
- (a) 第(2)項を条件として、第33条の告示を修正又は撤回することができる。
 - (b) 国立植物園に付した名称を変更することができる。
- (2) 国有地を、国立植物園又は既存の国立植物園の一部とする宣言は、撤回することはできない。国有地にある国立植物園の一部は、議会両院の決定によるほかは国立植物園から除外することはできない。

第7部 一般

大臣の監督権限

35. (1) 大臣は、
- (a) 研究所による権限の行使及び任務の遂行をモニタリングするものとする。
 - (b) 研究所による権限の行使及び任務の遂行について、規範及び基準を定めることができる。
 - (c) 研究所が効果的かつ効率的に機能するよう、方針、計画、戦略及び手続に関する事項について、研究所に対し指示を発することができる。
 - (d) 研究所が、その権限の行使及び任務の遂行において課す料金の限度を設定するものとする。
 - (e) 新たな植物園の設置又は既存の植物園の拡張のための土地を特定することができる。
- (2) 研究所は、第(1)項に基づいて大臣が公布する規範並びに基準、指示及び決定に従って、その権限を行使し任務を遂行するものとする。

機能的理事会の不在

36. 理事会が機能しなくなった場合、理事会の権限と任務は大臣に戻る。そのような場合、大臣は、理事会が再び機能するようになるまでその権限を行使し、任務を遂行するものとする。

第3章 生物多様性計画の策定とモニタリング

本章の目的

37. 本章の目的は次のとおりである。
- (a) 統合的で調整された生物多様性計画の策定について定めること。
 - (b) 南アフリカ共和国の生物多様性の様々な構成要素の保全状況のモニタリングについて定めること。
 - (c) 生物多様性に関する研究を促進すること。

第1部 生物多様性計画の策定

国家生物多様性枠組

38. (1) 大臣は、
- (a) 国家生物多様性枠組を本法発効の日から3年以内に作成し採択するものとする。
 - (b) 枠組の実施をモニタリングするものとする。
 - (c) 少なくとも5年に1回、枠組の見直しをするものとする。

- (d) 必要に応じて、枠組を修正することができる。
- (2) 大臣は、官報の告示により、国家生物多様性枠組及びその各修正について、公布するものとする。

国家生物多様性枠組の内容

39. (1) 国家生物多様性枠組は、
- (a) 国の機関であらゆる政府に置かれているもの、非政府組織、民間部門、地域社会、その他の利害関係者、及び一般国民による、生物多様性管理に対する統合的で調整され統一のとれたアプローチを規定するものでなければならない。
 - (b) 以下に合致しなければならない。
 - (i) 本法
 - (ii) 国家環境管理原則
 - (iii) 関連する国際協定で、南アフリカ共和国を拘束するもの
 - (c) 保全行動の優先分野を特定し、保護地域を設定しなければならない。
 - (d) 南アフリカ共和国の生物多様性管理に関する問題についての地域協力を反映するものでなければならない。
- (2) 国家生物多様性枠組は、州及び市町村の環境保全計画のための規範及び基準を定めることができる。

バイオリージョン（生物地理区）及びバイオリージョン計画

40. (1) 大臣又は州の環境問題執行委員会委員（MEC）は、官報の告示により、
- (a) ある生態系全体又は入れ子構造になったいくつかの生態系を内包し、かつ、地形、植生被覆、人間の文化及び歴史によって特徴づけられる地理的地域を、本法の適用上、バイオリージョンと定めることができる。
 - (b) 当該地域における生物多様性及びその構成要素の管理計画を公布することができる。
- (2) 大臣は、次のいずれかにより、ある地域をバイオリージョンと定め、その地域のためのバイオリージョン計画を公布することができる。
- (a) 大臣が主導的に決定し、関連する州の環境問題執行委員会委員（MEC）との協議による。
 - (b) 州又は市町村の要請による。
- (3) 環境問題執行委員会委員（MEC）は、大臣の同意を得た場合のみ、ある地域をバイオリージョンと定め、その地域のためのバイオリージョン計画を公布することができる。
- (4) 大臣若しくは環境問題執行委員会委員（MEC）の要請があったときは、誰でも、又国のいずれの機関も、バイオリージョン計画の作成を支援することができる。
- (5) 大臣は、
- (a) 当該計画の効果的実施を確保するため、近隣国と協定を結ぶことができる。
 - (b) (a) 項に基づいて結んだ協定については、その写しを議会に提出するものとする。

バイオリージョン計画の内容

41. バイオリージョン計画は、
- (a) 当該地域の生物多様性及びその構成要素を効果的に管理するための措置を盛り込んだものでなければならない。
 - (b) 当該計画のモニタリングについて規定しなければならない。
 - (c) 以下と合致しなければならない。
 - (i) 本法

- (ii) 国家環境管理原則
- (iii) 国家生物多様性枠組
- (iv) 関連する国際協定で、南アフリカ共和国を拘束するもの

バイオリージョン計画の見直し及び修正

42. (1) 大臣又は関連する州の環境問題執行委員会委員（MEC）は、適切と思われる場合は、第40条（1）（b）に基づいて公布したバイオリージョン計画を少なくとも5年に1回は見直し、計画の遵守状況と、目的達成の度合いを評価するものとする。

(2) 大臣又は環境問題執行委員会委員（MEC）は、必要な場合は、官報の告示により、バイオリージョン計画若しくはバイオリージョンの境界を修正することができる。

(3) 環境問題執行委員会委員（MEC）は、大臣の同意を得た場合のみ、バイオリージョン計画若しくはバイオリージョンの境界を修正することができる。

生物多様性管理計画

43. (1) 生物多様性の管理に貢献したいと思う者、団体及び国の機関は、以下についての管理計画案を、承認のため大臣に提出することができる。

(a) 生態系で、

(i) 第52条に基づくリストに記載されているもの

(ii) 第52条に基づくリストには記載されていないが、保全のための特別な配慮が必要なもの

(b) 在来種で、

(i) 第56条に基づくリストに記載されているもの

(ii) 第56条に基づくリストには記載されていないが、保全のための特別な配慮が必要なもの、又は

(c) 南アフリカ共和国を拘束する国際協定に基づく同国の義務を実行するため、移動性の種の種

(2) 大臣は、生物多様性管理計画案を承認する前に、当該計画の実施を担当する意思のある適切な人、団体、又は国の機関を特定するものとする。

(3) 大臣は、

(a) 官報の告示により、第（1）項に基づいて承認される生物多様性管理計画を公布するものとする。

(b) 当該計画の実施方法を定めるものとする。

(c) 第（2）項に基づいて特定される人、団体又は国の機関に、当該計画の実施責任を負わせるものとする。

生物多様性管理協定

44. 大臣は、第43条（2）に基づいて特定された人、団体若しくは国の機関、又はその他の適切な人、団体若しくは国の機関と、生物多様性管理計画若しくはその一部の実施に関し、生物多様性管理協定を結ぶことができる。

生物多様性管理計画の内容

45. 生物多様性管理計画は、

(a) 当該計画に関わる種及び生態系の自然界における長期的存続を確保することを目指すものでなければならない。

(b) 当該計画の実施の進捗についてのモニタリング及び報告を担当する人、団体若しく

は国の機関を定めなければならない。

- (c) 以下と合致しなければならない。
 - (i) 本法
 - (ii) 国家環境管理原則
 - (iii) 国家生物多様性枠組
 - (iv) 該当する生物多様性計画
 - (v) 国家環境管理法の第3章に基づいて公布される計画
 - (vi) 市町村の統合的開発計画
 - (vii) 影響を受ける国内法令又は州法令に基づいて作成されたその他の計画
 - (viii) 関連する国際協定で、南アフリカ共和国を拘束するもの

生物多様性管理計画の見直し及び修正

46. (1) 大臣は、第43条(3)に基づいて公布した生物多様性管理計画を、少なくとも5年に1回は見直し、計画の遵守状況と、目的達成の度合いを評価するものとする。
- (2) 大臣は、大臣が自発的に決定するか、関心のある人、団体、国の機関による要請によるかにかかわらず、第43条(3)に基づいて公布した生物多様性管理計画を、官報の告示により、修正することができる。
- (3) 大臣は、生物多様性管理計画を修正する前に、以下と協議するものとする。
- (a) 当該計画を実施する人、団体、国の機関
 - (b) 国の機関で、その活動が当該計画の実施により影響を受けるもの

協議

47. (1) 大臣は、国家生物多様性枠組、バイオリージョン計画、又は生物多様性管理計画を採択若しくは承認する前、又はそのような計画の修正を採択若しくは承認する前に、第99条又は第100条に従って協議プロセスを踏むものとする。
- (2) バイオリージョン計画については、これを採択若しくは修正する前に、関連する州の環境問題執行委員会委員（環境問題MEC）が第99条及び第100条に従って協議プロセスを踏むものとする。

第2部

計画、モニタリング及び研究の調整及び整合化

生物多様性計画の調整及び整合化

48. (1) 本章に基づいて策定される国家生物多様性枠組、バイオリージョン計画、及び生物多様性管理計画は、以下と矛盾してはならない。
- (a) 国家環境管理法第3章に基づいて策定される環境実施計画又は環境管理計画
 - (b) 「2000年地方政府：市町村制法」（Local Government: Municipal Systems Act, 2000）（2000年法律第32号）に基づいて市町村により採択された統合的開発計画
 - (c) 国土問題担当閣僚により管理される土地利用管理、土地開発及び国土計画を規制する法令に基づく国土開発枠組
 - (d) 影響を受ける国内法令又は州法令に基づいて作成されたその他の計画
- (2) 国家環境管理法第3章に基づいて環境実施計画若しくは環境管理計画を作成しなければならない国の機関、及び「2000年地方政府：市町村制法」に基づいて統合的開発計画を採択しなければならない市町村は、以下を行うものとする。
- (a) その計画と、国家生物多様性枠組及び該当するバイオリージョン計画との整合をと

る。

(b) 国家生物多様性枠組又はバイオリージョン計画の規定で、特に上記の計画に当てはまるものを当該計画に組み入れる。

(c) 当該計画において、国家生物多様性枠組又は該当するバイオリージョン計画が、国の機関又は市町村によってどのように実施されるかを明示する。

(3) 研究所は、以下を行うことができる。

(a) 第(1)項に適合するよう、大臣、及び国家生物多様性枠組、バイオリージョン計画、又は生物多様性管理計画の策定に当たる者を支援すること。

(b) 第(2)項の計画と、国家生物多様性枠組及び該当するバイオリージョン計画との整合をとるため、同項の国の機関又は市町村に助言すること。

モニタリング

49. (1) 本章の適用上、大臣は、以下を評価するため、モニタリングメカニズムを指定し、指標を設定するものとする。

(a) 南アフリカ共和国の生物多様性の各種構成要素の保全状況

(b) 各種構成要素の保全状況に影響を及ぼすマイナス及びプラスの傾向

(2) 大臣は、第(1)項に基づいて、同項に挙げる事項のモニタリングに関わる人、団体又は国の機関に対し、所定の指標について行ったモニタリング結果を定期的に大臣に報告するよう求めることができる。

(3) 大臣は、以下を行うものとする。

(a) 第(2)項に基づいて大臣に提出された情報について毎年議会に報告する。

(b) その情報を一般に公開する。

研究

50. (1) 大臣は、研究所及び他の研究機関が実施する生物多様性保全（在来生物資源の持続可能な利用、保護及び保全を含む）に関する研究を促進するものとする。

(2) 生物多様性保全に関する研究には以下が含まれる。

(a) 以下についての情報の収集と分析

(i) 生物多様性の各種構成要素の保全状況

(ii) 各種構成要素の保全状況に影響を及ぼすマイナス及びプラスの傾向

(iii) 生物多様性の保全に影響を及ぼす可能性の高い、脅威となるプロセス又は活動

(b) 生物多様性の保全のための戦略及び手法の評価

(c) 生物多様性の保全の必要性と優先事項の決定

(d) 在来生物資源の持続可能な利用、保護及び保全

第4章

脅威にさらされている又は保護されている生態系及び種

(Threatened or protected ecosystems and species)

本章の目的

51. 本章の目的は次のとおりである。

(a) 脅威にさらされている生態系、又は生態学的統合性を維持するために保護の必要がある生態系の保護について定めること。

(b) 脅威にさらされている種、又は野生での存続を確保するために保護の必要がある種

の保護について定めること。

(c) 危機に瀕した種の標本の国際取引を規制する国際協定の下で南アフリカ共和国の義務に効力を与えること。

(d) 生物多様性の活用が、生態学的に持続可能な方法で管理されているようにすること。

第1部

脅威にさらされている生態系又は保護されている生態系の保護

脅威にさらされている生態系又は保護の必要がある生態系

52. (1) (a) 大臣は、官報の告示により、脅威にさらされていて保護の必要がある生態系につき、国家リストを公布することができる。

(b) 州の環境問題執行委員会委員 (MEC) は、官報の告示により、その州において脅威にさらされていて保護の必要がある生態系につき、州のリストを公布することができる。

(2) 次の各カテゴリーの生態系は、第(1)項に基づいてリストに記載することができる。

(a) 深刻な危機に瀕している (**critically endangered**) 生態系。これは、人間の干渉の結果、生態学的構造、機能又は構成に重大な劣化が起り、不可逆的変化のリスクがきわめて高い生態系である。

(b) 危機に瀕している生態系。これは、人間の干渉の結果、生態学的構造、機能又は構成が劣化した生態系で、深刻な危機に瀕している生態系ではないものである。

(c) 脆弱な生態系。これは、人間の干渉の結果、生態学的構造、機能又は構成に大きな劣化が起こるリスクが高い生態系で、深刻な危機に瀕している生態系、危機に瀕している生態系のいずれでもないものである。

(d) 保護されている生態系。これは、保全の価値が高い、又は国にとって若しくは州にとって重要な生態系だが、(a) 項、(b) 項若しくは(c) 項のいずれによってもリストに記載されていないものである。

(3) 第(1)項のリストは、記載した各生態系の位置を詳細に記述するものでなければならない。

(4) 大臣及び関連する州の環境問題執行委員会委員 (MEC) はそれぞれ、第(1)項に基づいて大臣又は環境問題執行委員会委員 (MEC) により公布された国又は州のリストを、少なくとも5年に1回、見直すものとする。

(5) 州の環境問題執行委員会委員 (MEC) は、大臣の同意を得た場合のみ、州のリストを公布又は修正することができる。

リスト記載の生態系における脅威となるプロセス

53. (1) 大臣は、官報の告示により、リスト記載の生態系におけるプロセス又は活動を、脅威となるプロセスとして定めることができる。

(2) 第(1)項に基づいて定められた脅威となるプロセスは、国家環境管理法第24条(2)

(b) で考慮される特定活動とみなさなければならない。リスト記載の生態系は、当該項の適用上、特定された地域とみなさなければならない。

リスト記載の生態系の保護において考慮すべき計画

54. 国家環境管理法第3章に基づいて環境実施計画又は環境管理計画を作成しなければならない国の機関、及び「2000年地方政府：市町村制法」(2000年法律第32号)に基づいて統合的開発計画を採択しなければならない市町村は、リスト記載の生態系を保護する必要性を考慮に入れるものとする。

告示の修正

55. 大臣又は関連する州の環境問題執行委員会委員（MEC）は、官報の告示により、第52条（1）又は第53条（1）に基づいて自らが公布した告示を、修正又は取り消すことができる。

第2部

脅威にさらされている種又は保護されている種の保護

脅威にさらされている種又は国の保護の必要がある種のリストへの記載

56. （1）大臣は、官報の告示により、以下の各号のリストを公布することができる。

（a）深刻な危機に瀕している種。これは、近い将来、野生絶滅となるきわめて高いリスクに直面している在来種である。

（b）危機に瀕している種。これは、近い将来、野生絶滅となる高いリスクに直面している在来種で、深刻な危機に瀕している種ではないものである。

（c）脆弱な種。これは、中期的将来、野生絶滅となるきわめて高いリスクに直面している在来種で、深刻な危機に瀕している種でも、危機に瀕している種でもないものである。

（d）保護されている種。これは、保全の価値が高い、又は国にとって重要な種のため国の保護を必要とする種で、（a）項、（b）項若しくは（c）項のいずれによってもリストに記載されていないものである。

（2）大臣は、第（1）項に基づいて公布したリストを、少なくとも5年に1回、見直すものとする。

リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種に関わる制限活動

57. （1）いかなる者も、第7章に基づく許可の発行を受けずに、リスト記載の脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本に関する制限活動（restricted activity）を行ってはならない。

（2）大臣は、官報の告示により、以下の活動を禁止することができ、又は第7章に基づく許可の発行を受けていない以下の活動の実施を禁止することができる。

（a）リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の存続に悪影響を及ぼすおそれのある性質の活動、及び

（b）当該告示で指定される活動

（3）第（1）項は、リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種で、南アフリカ共和国の国外から、同じく国外にある目的地に向けて南アフリカ共和国を通過する種の標本に対しては、当該通過が環境管理検査官の管理下で行われている場合に限り、適用しない。

告示の修正

58. 大臣は、官報の告示により、第55条（1）又は第56条（2）に基づいて公布した告示を、修正又は取り消すことができる。

第3部

リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の取引

大臣の機能

59. 大臣は、

(a) 以下をモニタリングするものとする。

(i) リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本の取引に関する第57条(1)の遵守状況

(ii) 南アフリカ共和国を拘束する、危機に瀕している種の標本の国際取引を規制する国際協定に対する、南アフリカ共和国における遵守状況

(b) 上記国際協定により規制される、危機に瀕している種の標本の取引に関する諸問題について、科学当局と協議するものとする。

(c) 上記国際協定に基づく南アフリカ共和国の義務に従って、報告書及び文書を作成し、提出するものとする。

(d) 南アフリカ共和国における上記国際協定の効果的な実施及び執行のため、国の機関に対し、管理面並びに技術面の支援サービス及び助言を与えることができる。

(e) 上記国際協定に関する情報と文書を、一般に公開することができる。

(f) 機関(institutions)、畜産場、種苗場、飼育下繁殖施設、その他の施設の登録のためのシステムを定めることができる。

科学当局の設置

60. (1) 大臣は、リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本の取引について、これを規制及び制限することを支援するため、科学当局を設置するものとする。

(2) 研究所は、科学当局が適切に機能するよう、後方支援、管理、資金の各面での支援を行うものとする。

科学当局の機能

61. 科学当局は、以下を実施するものとする。

(a) リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本の合法的及び非合法的取引を、南アフリカ共和国においてモニタリングする。

(b) 科学当局がモニタリングする事項について、大臣その他国の機関で関係のあるものに助言する。

(c) 第57条(1)又は(2)の許可の申請について、発行権者に勧告を行う。

(d) リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本の国際的取引に関する行動の影響について、「害を及ぼさないという確認」をする。

(e) 以下について大臣に助言する。

(i) 畜産場、種苗場、飼育下繁殖施設その他の施設の登録

(ii) 畜産場や繁殖施設等の施設が、飼育下繁殖又は人工繁殖すべきとされる種の生産基準を満たすかどうか

(iii) 救済センターその他、没収された標本を処分するための施設の選択

(iv) 第56条(1)又は第57条(2)に基づいて公布した告示の修正

(v) 種の命名

(vi) その他専門的な事項

(f) 本法規定の執行のための標本同定において、大臣又は環境管理検査官を補佐する。

(g) 標本の同定が分類学的に正確であることを確認した証明書を発行する。

(h) 以下の機能がある場合にはそれを遂行する。

(i) その他規定された機能

(ii) 国家環境管理法47D条に基づいて大臣により委任された機能

(i) 科学当局の権限と任務のために必要な、又は付带的と考えるのが妥当なその他の事項を扱う。

(2) 科学当局はその任務遂行に当たり、以下を行うものとする。

(a) その研究結果、勧告及び助言を、利用可能な情報の科学的及び専門的な検討に基づくものにする。

(b) 研究結果若しくは勧告を出す前、又は助言する前に、必要に応じて、国の機関、民間部門、非政府組織、地域社会、その他の利害関係者と協議する。

年1回の、害を及ぼさないという確認

62. (1) 科学当局は、リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本の取引について、害を及ぼさないことを毎年1回確認し、官報で公布するものとする。この公布は、上記標本の国際取引を規制する国際協定で南アフリカ共和国を拘束するものに従って行う。

(2) 科学当局が暫定的な確認結果を出す場合には、その決定から30日以内に公開情報として官報で公布するものとする。

第4部 一般規定

協議

63. (1) 大臣は、第52条(1)、第53条(1)、第56条(1)、若しくは第57条(2)に基づいて告示を公布しようとするとき、又は第55条若しくは第58条に基づいてそうした告示を修正若しくは取り消そうとするときは、その前に、第99条及び第100条に従って協議プロセスを踏むものとする。

(2) 環境問題執行委員会委員(MEC)は、第52条(1)に基づいて告示を公布しようとするとき、又は第55条に基づいてそうした告示を修正若しくは取り消そうとするときは、その前に、第99条及び第100条に従って協議プロセスを踏むものとする。

第5章 生物多様性への潜在的脅威となる種及び生物

本章の目的

64. (1) 本章の目的は次のとおりである。

(a) 外来種及び侵入種が、自然には生息若しくは生育していない生態系及び生息地へ、許可なく導入されること及び広がることを防止すること。

(b) 外来種及び侵入種を管理及び抑制して、それらが環境、特に生物多様性に及ぼす害を防止又は最小限とすること。

(c) 外来種及び侵入種が生態系又は生息地に害を与える場合には、当該生態系及び生息地から当該外来種及び侵入種を根絶すること。

(d) 1997年遺伝子組換え生物法(1997年法律第15号)に基づく許可のための環境評価が、適切な場合には、国家環境管理法第5章に従って実施されるようにすること。

(2) 本章の適用上、「標本」は、第1条(1)の「標本」の定義の(a)項及び(b)項の意味とする。

第1部 外来種

外来種に関わる制限活動

65. (1) いかなる者も、第7章に基づいて発行される許可なく、外来種の標本に関わる制限活動を行ってはならない。

(2) 第(1)項の許可は、生物多様性へのリスクと起こりうる影響について規定の評価が実施された後でのみ、発行することができる。

適用除外

66. (1) 大臣は、官報の告示により、第65条の規定から以下を除外することができる。

(a) 告示で定める外来種

(b) 告示で定めるカテゴリーの外来種

(2) いかなる者も、第65条(1)の許可を得ずに、適用除外となった外来種の標本を扱う制限活動を実施することができる。

(3) 大臣は、第(1)項に基づいて公布する告示を、定期的に見直すものとする。

完全禁止となった一定の外来種に関わる制限活動

67. 大臣は、官報の告示により、第65条(1)の許可が発行されない外来種のリストを公布することができる。

(2) いかなる者も、第(1)項に基づき公布された外来種の標本を扱う制限活動を行うことはできない。

(3) 大臣は、第(1)項に基づいて公布したリストを、定期的に見直すものとする。

告示の修正

68. 大臣は、官報の告示により、第66条(1)又は第67条(1)に基づいて公布した告示を、修正又は取り消すことができる。

外来種に関する注意義務

69. (1) 第65条(1)に基づく許可により、外来種の標本に関わる制限活動を行うことを認められた者は以下を行うものとする。

(a) 許可発行の前提となった条件を遵守する。

(b) 生物多様性への害を予防する又は最小限とするため、必要な手段をすべて講じる。

(2) 権限ある当局は、第(1)項を遵守しなかった者、又は第65条(1)若しくは第67条(2)に違反した者に、書面で、以下を行うよう指令を発することができる。

(a) その者の行動が原因となって発生した生物多様性への害を修復するために、必要な手段を講ずること

(b) 当該指令に定める事項

(3) 第(2)項に基づく指令を受けた者が当該指令を遵守しなかった場合、権限ある当局は、以下を行うことができる。

(a) 指令を実施すること。

(b) 当該指令の実施にあたり権限ある当局が負担した費用を、すべて当該不遵守者から回収すること。

(4) ある特定の者の行動により、外来種が自然界に侵入種として定着した場合、権限ある当局は、その種の抑制と根絶にあたり発生した費用の支払義務を、その者に負わせることができる。

第2部 侵入種

侵入種のリスト

70. (1) (a) 本条が発効した日から24ヶ月以内に、大臣は、官報の告示により、国の侵入種リストを公布するものとし、そのリストに関し本章を全国で適用する。

(b) 州の環境問題執行委員会委員(MEC)は、官報の告示により、州の侵入種リストを公布するものとし、そのリストに関し本章を州内で適用する。

(2) 大臣又は関連する州の環境問題執行委員会委員(MEC)は、第(1)項に基づいて公布した国又は州の侵入種リストを、適切と思われる場合には、定期的に見直すものとする。

(3) 環境問題執行委員会委員(MEC)が第(1)項又は第(2)項に基づいて州のリストを公布又は修正する場合は、大臣の同意を得るものとする。

リスト記載の侵入種に関わる制限活動

71. (1) いかなる者も、第7章に基づいて発行される許可なく、リスト記載の侵入種の標本を扱う制限活動を行ってはならない。

(2) 第(1)項の許可は、生物多様性へのリスクと起こりうる影響について規定の評価が実施された後でのみ、発行することができる。

告示の修正

72. 大臣又は関連する州の環境問題執行委員会委員(MEC)は、第70条(1)に基づいて自ら公布した告示を、官報の告示により、修正又は取り消すことができる。

リスト記載の侵入種に関する注意義務

73. (1) リスト記載の侵入種の標本に関わる制限活動を行うことを、第71条(1)に関する許可によって認められた者は、生物多様性への害を予防する又は最小限とするため、必要な手段をすべて講じなければならない。

(2) リスト記載の侵入種が生息又は生育する土地の所有者は、以下を行わなければならない。

(a) その土地に生息又は生育するリスト記載の侵入種について、書面で、関連する権限ある当局に通知する。

(b) リスト記載の侵入種の抑制及び根絶、及び拡大防止のための手段を講ずる。

(c) 生物多様性への害を予防する又は最小限とするため、必要な手段をすべて講ずる。

(3) 権限ある当局は、第(1)項又は第(2)項を遵守しなかった者、又は第71条(1)に違反した者に、書面で、以下の手段をとるよう指令を発することができる。

(a) 必要に応じ、次のいずれかが原因となって発生した、生物多様性への害を修復すること。

(i) その者自身の行動

(ii) その者が所有者である土地におけるリスト記載の侵入種の生息又は生育

(b) 当該指令に定める事項

(4) 第(3)項に基づき指令を公布された者が、当該指令を遵守しなかった場合は、権限ある当局は、以下を行うことができる。

(a) 当該指令を実施すること。

(b) 当該指令の実施にあたり権限ある当局が妥当な範囲で負担した費用をすべて、次のいずれかにより回収すること。

- (i) 当該不遵守者から回収する。
- (ii) 当該不遵守者、及び当該指令の実施により利益を得る他の者から、それぞれ案分して回収する。

権限ある当局への指令発令の要請

74. (1) いかなる者も、権限ある当局に対し、第73条(3)に基づいて指令を発するよう、書面で要請することができる。
- (2) 権限ある当局は、この要請に対し、要請のあった日から30日以内に書面で回答するものとする。
- (3) 権限ある当局が、要請に対し指定の期間内に回答しない場合、又は要請を拒絶する場合、要請を行った者は、権限ある当局に指令の発令を命ずるよう裁判所に求めることができる。

リスト記載の侵入種の抑制と根絶

75. (1) リスト記載の侵入種の抑制と根絶は、当該種及びその種が生息又は生育する環境に対し適切な方法で行わなければならない。
- (2) リスト記載の侵入種の抑制と根絶のためにとる行動は、慎重に行うものとし、生物多様性を傷つけ環境を害する程度が最小となるような方法をとらなければならない。
- (3) リスト記載の侵入種の抑制と根絶のためにとる方法は、当該種が子孫を残し、種子を形成し、再生長し、又は再定着することのないよう、当該種の子孫、繁殖素材、及び再生長に対しても実施しなければならない。
- (4) 大臣は、侵入種の防止、抑制及び根絶のための計画の調整と実施を確保するものとする。
- (5) 大臣は、侵入種の防止、抑制及び根絶のための計画を調整及び実施することを目的とする、公務員で構成される事業体を設立することができる。

国の機関による侵入種抑制計画

76. (1) 保護地域法に基づいて管理計画を作成している保護地域の管理当局は、その管理計画に、侵入種の抑制及び根絶戦略を含めるものとする。
- (2) (a) あらゆるレベルの政府に置かれている国の機関はすべて、国家環境管理法第11条の下での環境計画の一環として、その管理下にある土地についての侵入種のモニタリング、抑制及び根絶計画を作成するものとする。
- (b) 市町村は、その統合的開発計画の中で、侵入種モニタリング、抑制及び根絶計画を作成するものとする。
- (3) 大臣は、研究所に対し、第(2)項に基づく義務の遂行にあたる市町村を支援するよう要請することができる。
- (4) 侵入種モニタリング、抑制及び根絶計画には、以下の各号を含めるものとする。
- (a) 関連する土地に生息又は生育する、リスト記載の侵入種の詳細なリストと記述
 - (b) リスト記載の侵入種が侵入した部分の土地の記述
 - (c) 侵入の程度の評価
 - (d) 過去の抑制及び根絶措置の有効性についての現状報告
 - (e) その侵入種をモニタリング、抑制及び根絶するために現在行っている措置
 - (f) 進捗及び成功の測定可能な指標、及びその抑制計画がいつ完了するかの指標

侵入種の現状報告書

77. (1) 保護地域の管理当局は、その地域に存在しているリスト記載の侵入種の現状について、一定の間隔で報告書を作成し、大臣又はその州の環境問題執行委員会委員（MEC）に提出するものとする。

(2) その現状報告書には、以下を含めるものとする。

- (a) 当該保護地域に生息又は生育する、リスト記載の侵入種の詳細なリストと記述
- (b) リスト記載の侵入種が侵入した部分の保護地域の詳細な記述
- (c) 侵入の程度の評価
- (d) 過去の抑制及び根絶措置の有効性についての報告

第3部

その他の脅威

遺伝子組換え生物

78. (1) 大臣は、1997年遺伝子組換え生物法（1997年法律第15号）に基づく許可の申請において、環境中に放出される遺伝子組換え生物が在来種又は環境に脅威を与える可能性があると考えられる根拠があるときは、国家環境管理法第5章に従って環境評価が実施されるまで、当該放出が同章で考慮されるリスト記載の活動にあたる場合に準じて、許可を発行してはならない。

(2) 大臣は、1997年遺伝子組換え生物法に基づいて許可を発行する当局に対し、その許可申請に対する決定が下される前に、第（1）項に示す考えを伝えなければならない。

(3) 第（1）項の適用上、「放出」とは、1997年遺伝子組換え生物法第1条に定義するとおり、試験的放出又は一般放出をいう。

第4部

一般規定

協議

79. (1) 第66条（1）、第67条（1）若しくは第70条（1）に基づき告示を公布する前に、又は第68条若しくは第72条に基づき当該告示を修正若しくは取り消す前に、大臣は第99条及び第100条に基づいて協議プロセスを踏むものとする。

(2) 第70条（1）に基づき告示を公布する前、又は第72条に基づきそうした告示を修正若しくは取り消す前に、関連する州の環境問題執行委員会委員（MEC）は、第99条及び第100条に基づいて協議プロセスを踏むものとする。

第6章

バイオプロスペクティング、アクセス及び利益配分

本章の目的と適用

80. (1) 本章の目的は次のとおりである。

(a) 在来生物資源に関わるバイオプロスペクティングを規律すること。

(b) バイオプロスペクティング又はその他の研究を目的とした、在来生物資源の南アフリカ共和国からの輸出を規制すること。

(c) 在来生物資源に関わるバイオプロスペクティングから生じる利益に関し、利害関係者による公正かつ衡平な配分について定めること。

(2) 本章でいう「在来生物資源」とは、次のとおりとする。

(a) 在来生物資源には以下を含む。

(i) 第1条の「在来生物資源」の定義の(b)項に定める在来生物資源で、野生から採集したか、その他の供給源から入手したかを問わず、栽培、繁殖若しくは飼育、又はバイオテクノロジーを利用して栽培若しくは改変した在来種の動物、植物、その他の生物を含む。

(ii) 在来種の栽培品種、品種、系統、派生物、ハイブリッド、又は繁殖力のあるタイプの、(i)項の動物、植物、又はその他の生物

(iii) 外来の(exotic)動物、植物又はその他の生物で、野生から採集したか、その他の供給源から入手したかを問わず、バイオテクノロジーの利用により、在来種又は(i)項又は(ii)項の動物、植物又はその他の生物の遺伝素材又は化合物を用いて改変されたもの。

ただし、

(b) 以下は在来遺伝資源から除く。

(i) ヒト由来の遺伝素材

(ii) 外来の動物、植物又はその他の生物で、(a)項(iii)の外来の動物、植物又はその他の生物でないもの。

(iii) 食料農業植物遺伝資源国際条約(ITPGR)のリストに挙げられている在来生物資源。

許可

81. (1) いかなる者も第7章に基づく許可の発行を受けずに、以下を行ってはならない。

(a) 在来生物資源に関わるバイオプロスペクティングに従事すること

(b) バイオプロスペクティング又はその他の研究を目的として、在来植物資源を南アフリカ共和国から輸出すること。

(2) 適切な発行権者が第(1)項の許可申請を検討する前に、申請者は発行権者の要請に応じ、申請するバイオプロスペクティング及びそのバイオプロスペクティングで使用する在来生物資源に関するすべての情報を、発行権者に開示するものとする。これは、申請を適切に審査するために重要である。

許可発行の前に保護すべき一定の利益

82. (1) 第81条(1)(a)又は(b)の許可が発行される前に、当該許可申請を審査している許可発行権者は、本条に従い、申請されるバイオプロスペクティング・プロジェクトに有する次の利害関係者の利益を保護するものとする。

(a) 当該申請に関わる在来生物資源を提供する若しくはアクセスを与える主体で、国の機関若しくは地域社会を含む。

(b) 原住民の社会で、

(i) その原住民社会の持つ、当該申請に関わる在来生物資源の伝統的利用が、申請されるバイオプロスペクティングの起点となった、又はそれに今後貢献する、若しくはその一部を形成する場合。

(ii) その原住民社会の持つ、当該申請に関わる在来生物資源に関する知識、又はその発見事項が、申請されているバイオプロスペクティングに利用される場合。

(2) 利害関係者が第(1)(a)項で定める利害を持つ場合、許可発行権者は、次の場合に限り許可を発行することができる。

(a) 申請者が、関連するバイオプロスペクティングに関する重要情報(material information)をすべて当該利害関係者に開示し、その開示に基づき、当該資源へのアクセスの提供について利害関係者の事前の同意を得ている場合。

- (b) 申請者と当該利害関係者が次の合意をすでに交わしている場合
 - (i) 当該資源の提供又は当該資源へのアクセスを規律する素材移転契約
 - (ii) 関連するバイオプロスペクティングから生じる将来の利益について、利害関係者による配分を規定した利益配分協定
- (c) 第83条(2)及び第84条(2)に基づいて大臣が当該利益配分協定及び素材移転契約を承認している場合
- (3) 利害関係者が第(1)(b)項に定める利益を持っているときは、許可発行権者は、次の場合に限り許可を発行することができる。
 - (a) 申請者が、関連するバイオプロスペクティングに関する重要情報(material information)をすべて当該利害関係者に開示し、その開示に基づき、申請されるバイオプロスペクティングのために、在来生物資源についての当該利害関係者の知識又は発見事項を利用することについて利害関係者の事前の同意を得ている場合。
 - (b) 申請者と当該利害関係者が、関連するバイオプロスペクティングから生じる将来の利益について、利害関係者による配分を規定した利益配分協定を結んでいる場合。
 - (c) 第83条(2)に基づいて大臣が当該利益配分協定を承認している場合。
- (4) 許可発行権者は、
 - (a) 利益配分協定又は素材移転契約の条件に関し、申請者と利害関係者を結びつける(engage)ことができる。
 - (b) 申請者と利害関係者の間の交渉を円滑にし、こうした交渉が対等な立場で行われるようにすることができる。
 - (c) 大臣の要請に応じて、申請者と利害関係者との間で合意される利益配分協定が公正かつ衡平なものとなるようにするものとする。
 - (d) 大臣に提言を示すことができる。
 - (e) その他、定められている機能があれば、それを遂行するものとする。

利益配分協定

83. (1) 利益配分協定は、以下の各号を満たすものとする。
- (a) 定められた書式とする。
 - (b) 以下を明記する。
 - (i) 対象となるバイオプロスペクティングに関わる在来生物資源の種類
 - (ii) 在来生物資源が採集又は取得される地域又は供給源
 - (iii) 採集又は取得される在来生物資源の量
 - (iv) 原住民社会による在来生物資源の伝統的利用
 - (v) 現段階で考えられる在来生物資源の利用
 - (c) 利益配分協定の当事者名を記す。
 - (d) 当該バイオプロスペクティングの目的のために用いられる在来生物資源について、その利用の方法と程度を定める。
 - (e) 当該バイオプロスペクティングから生じる利益を利害関係者が配分する方法とその程度を定める。
 - (f) バイオプロスペクティングの進行に伴って実施する、当事者による協定の定期的見直しについて定める。
 - (g) その他定める事項を遵守する。
- (2) 利益配分協定又はその協定への修正は、
- (a) 大臣に提出して承認を得るものとする。
 - (b) 大臣の承認を得ない限り発効しない。

素材移転契約

84. (1) 素材移転契約は、以下の各号を満たすものとする。
- (a) 定められた書式とする。
 - (b) 以下を明記する。
 - (i) 在来生物資源の提供者及び輸出者又は受領者の詳細
 - (ii) 提供される又はアクセスが与えられる在来生物資源の種類
 - (iii) 在来生物資源が採集、取得又は提供される地域又は供給源
 - (iv) 提供される、採集、取得又は輸出される在来生物資源の量
 - (v) 当該在来生物資源が輸出される目的
 - (vi) 現段階で考えられる在来生物資源の利用
 - (vii) 受領者が当該在来生物資源又はその子孫を第三者に提供することが認められる条件
- (2) 素材移転契約又はその契約の修正は、
- (a) 大臣に提出して承認を得るものとする。
 - (b) 大臣の承認を得ない限り発効しない。

バイオプロスペクティング信託基金の設立

85. (1) バイオプロスペクティング信託基金を設立する。利益配分協定及び素材移転契約から生じるすべての金銭で利害関係者に支払われるべきものは、ここに支払うものとし、利害関係者に対して支払う金銭は、この基金から支払うものとする。
- (2) バイオプロスペクティング信託基金に支払われる金銭はすべて、国家財政管理法第13条(1)(f)(ii)の意味の範囲内での信託金である。
- (3) 長官は、
- (a) 定められた方法で基金を管理するものとする。
 - (b) 国家財政管理法に基づいて、基金の金銭に対し責任を負う。

適用除外

86. (1) 大臣は、官報の告示により、以下を行うことができる。
- (a) 本章をその告示に示される在来生物資源に、又はその在来生物資源に関する活動に適用しないと宣言すること。
 - (b) (a) 項の告示を修正又は取り消すこと。
- (2) 第(1)項に基づく告示を公布する前に、大臣は、第99条及び第100条に従って協議プロセスを踏むものとする。

第7章 許可

本章の目的

87. 本章の目的は、以下の各号を許可し、許可発行の規則を定めることである。
- (a) 以下の標本に関わる制限活動
 - (i) 第57条(1)に基づく、リスト記載の脅威にさらされている種若しくは保護されている種
 - (ii) 第65条(1)に基づく外来種
 - (iii) 第71条(1)に基づくリスト記載の侵入種

- (b) 第57条(2)に基づいて公布された告示により規制される活動
- (c) 第81条(1)に基づく、在来生物資源が関わるバイオプロスペクティング
- (d) 第81条(1)に基づく、バイオプロスペクティング又はその他の種類の研究のための在来生物資源の輸出

第1部 許可システム

許可の申請

88. (1) 許可は、所定の申請書を当局に提出することにより申請することができる。
- (2) 許可発行権者は、以下を行うことができる。
- (a) 申請の審査に入る前に、申請者に対し、追加の情報を提出するよう求めること。
 - (b) 申請者に対し、申請を許可する前に発行権者が課す合理的な条件に従うよう要求すること。
 - (c) 許可を、無条件又は条件付きで発行すること。
 - (d) 許可を却下すること。
- (3) 発行権者が、許可を発行するか却下するか、又は条件付きで発行するかの判断は、以下の各号と合致していなければならない。
- (a) 本法の該当する条項
 - (b) 国家環境管理原則
 - (c) 国家生物多様性枠組
 - (d) 第3章に基づいて採択又は承認されたその他の関連する計画
 - (e) 該当する国際協定で、南アフリカ共和国を拘束するもの
 - (f) 2000年行政正義促進法(2000年法律第3号)
 - (g) その他定められている要件
- (4) 義務的条件が定められている種類の許可は、その条件に従う以外、発行権者は当該種類の許可を発行してはならない。
- (5) 申請が却下された場合、発行権者は、その決定の理由を書面で申請者に渡さなければならない。

リスク評価と鑑定書

89. 許可を発行する前に、発行権者は書面で申請者に対し、申請者の費用負担で、発行権者の定める独立したリスク評価又は鑑定書を提出するよう要求することができる。

許可

90. (1) 許可は、
- (a) 以下を明示しなければならない。
 - (i) 発行の目的
 - (ii) 有効期間
 - (iii) その他定める事項
 - (b) 許可上に示される条件付きで発行することができる。
 - (c) 定められる様式を用い、その他規定される詳細事項を記したものとする。
- (2) 第91条に基づいて発行される許可は、それを所持する者又は他のいずれの者にも、その他適用法の規定への遵守義務を免除するものではない。

外来種及び侵入種に関する追加的要件

91. 発行権者は、以下の場合に限り、外来種又はリスト記載の侵入種の標本に関わる制限活動のための許可を発行することができる。

(a) 制限活動のリスク及び起こりうる影響を評価するための適切な手続が、申請者によりすでに行われている。

(b) 対象としている種に、侵略的能力がない又は無視できる程度であることが判明している。

(c) その活動を認めることの利益が、そこから生じる環境又は生物多様性への損害を防止及び修復する費用を大きく上回る。

(d) 当該種の逸出 (escape) 及び拡散 (spread) を防止するための適切な措置が、申請者によりすでに講じられている。

統合許可

92. (1) 第90条の活動の実施を他の法律でも規制している場合は、その法律の下で当該活動を許可する権限を与えられている当局、及び本法の下で当該活動について許可を発行する権限を与えられている発行権者は、

(a) 両者それぞれの権限を共同で行使することができ、かつ

(b) 個別の許可をそれぞれが発行するのではなく、単一の統合許可を発行することができる。

(2) 他の法律の下で権限を与えられている当局は、その当局が本法によっても、当該活動の許可発行権者として指定されていれば、当該活動のための統合許可を発行することができる。

(3) 統合許可が発行できるのは、次の場合に限る。

(a) 本法の関連規定と他の法律の関連規定との整合が取れていて、かつ

(b) 許可に以下が明記されている場合。

(i) 発行の根拠となった規定

(ii) それを発行した発行権者 (1 又は複数)

許可の取消

93. 許可を発行した発行権者は、次の場合、許可を取り消すことができる。

(a) 当該許可が、申請者又は申請者の代理人による、紛らわしい又は虚偽の申告により発行された場合。

(b) 申請者又は許可所持者が、次のいずれかに違反したか、又は遵守しなかった場合。

(i) 当該許可の条件

(ii) 許可された活動に適用される本法又は他の法律の規定

(iii) 許可された活動に適用される外国の法律

第2部 異議申立

大臣に提出する異議申立

94. (1) 第88条 (2) (c) 又は (d) に基づく許可発行権者の決定が不当と考える申請者、又は、第93条に基づき許可取消を受けた許可所持者は、当該決定に対し、その決定の通知を受けてから30日以内に、大臣に異議申立を提出することができる。

(2) これに対し大臣は、次のいずれかを行うものとする。

(a) 当該異議申立を審査し、決定を下す。

(b) 関連する州の環境問題執行委員会委員 (MEC) に、当該申立を審査し決定を下す

よう、当該申立を付託する。

(c) 当該申立を審査し決定を下す委員会を指定する。

(3) 異議申立は、それを審査している大臣、環境問題執行委員会委員（MEC）若しくは異議申立委員会が別途指示しない限り、元の決定を保留とするものではない。

異議申立委員会

95. (1) 異議申立の審査と決定は異議申立委員会が行う旨、大臣が決定した場合、大臣は以下を指定するものとする。

(a) 当該申立委員会の委員として適切な知識を有する人物を複数名
かつ、

(b) 委員会の委員の中から、議長を務める委員を1名

(2) 異議申立委員会の議長を務める委員は、委員会会合の場所と日時を決定する。

(3) 異議申立委員会は、以下を行うものとする。

(a) 定められた手続に従って、異議申立を審査し決定を下す。

(b) その議事進行と決定事項の記録をとる。

決定

96. (1) 異議申立を審査する大臣、又は環境問題執行委員会委員（MEC）、若しくは異議申立委員会は、以下を行うことができる。

(a) 当該異議申立を認容又は却下する。

(b) 認容又は却下する際に、適切と思われるその他の命令を付する。

(2) 異議申立が認容された場合、

(a) 許可発行拒否への異議申立が認容された場合、大臣、環境問題執行委員会委員（MEC）、若しくは異議申立委員会は、無条件又は条件付きで、許可を発行することができる。

(b) 許可発行条件に対する異議申立が認容された場合、大臣、環境問題執行委員会委員（MEC）、若しくは異議申立委員会は、当該条件を取り消すか、又は修正することができる。

(c) 許可取消に対する異議申立が認容された場合は、大臣、環境問題執行委員会委員（MEC）、若しくは異議申立委員会は、当該許可を復活させることができる。

第8章 法の執行

第1部 規則

大臣による規則

97. (1) 大臣は、以下の各号に関する規則を定めることができる。

(a) 第9条の規範及び基準の遵守及び施行の状況のモニタリング

(b) (i) 第57条(1)又は(2)の許可の発行権者となる国の機関の指定

(ii) 第57条(1)の実施及び施行、又は第57条(2)に基づいて公布される告示の実施及び施行の円滑化

(iii) リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本に関わる制限活動の実施

(iv) 南アフリカ共和国を拘束する、リスト記載の脅威にさらされている種若しくは

保護されている種の標本に関わる国際取引を規制する国際協定の実施及び施行の円滑化

(v) リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の野生での存続に対する脅威の最小化

(vi) リスト記載の生態系の生態学的統合性に対する脅威の最小化

(vii) 科学当局の構成と運営手続

(viii) 生物多様性に対する生態学的に持続可能な利用

(c) (i) 第67条(1)又は第71条(1)の許可の発行権者となる国の機関の指定

(ii) 本章の規定の実施及び施行のための権限ある当局となる国の機関の指定

(iii) 第65条、第67条又は第71条の実施及び施行の円滑化

(iv) 第65条(1)又は第71条(1)に基づいて発行する許可の義務的条件の規定

(v) 外来種又はリスト記載の侵入種の標本に関わる制限活動の生物多様性へのリスクと起こりうる影響の評価

(vi) リスト記載の侵入種の抑制及び根絶

(d) バイオセーフティ及び環境

(e) (i) 第81条の許可の発行権者となる国の機関の指定

(ii) 利益配分協定及び素材移転契約の様式、内容、要件及び基準

(iii) 利益配分協定及び素材移転契約に関連して支払う金銭

(iv) バイオプロスペクティング信託基金の管理

(f) (i) 本法に基づいて許可発行権者が許可を発行する際に従うべき条件

(ii) 許可申請の提出及び審査に関連してとるべき手続及び支払うべき料金

(iii) 申請を審査し決定する際の発行権者の権限

(iv) 申請の提出前又は提出後に、申請者が遵守すべき条件

(v) 適切な協議プロセス

(vi) 許可を発行する前に、発行への同意を得ておかなければならない当局

(vii) 申請について決定する際に考慮すべき要素

(viii) 申請を承認又は却下すべき状況

(ix) 許可の書式と内容

(x) 許可を発行しなければならない条件、又は許可を発行してよい条件を決める指針

(xi) 許可条件の遵守を確保する方法、手続及び条件

(xii) 許可により認められた制限活動を実施することで生じうる義務の履行の確保及びその形式

(xiii) 許可の有効期間

(xiv) 許可の譲渡可能性

(xv) 許可所持者の義務

(xvi) 異議申立の提出及び審査に関連してとるべき手続及び支払うべき料金

(g) 本法に基づき定めるその他の事項

(h) 本法の実施を円滑にするために必要なその他の事項

(2) 直接的な財政的影響のある規則は、財務大臣の同意がある場合のみ定めることができる。

(3) 第(1)項に基づく規則を公布する前に、又は当該規則の修正をする前に、大臣は、第99条及び第100条に従って協議プロセスを踏むものとする。

(4) 当該規則への変更が重要なものでなければ、第(3)項を適用する必要はない。

一般

98. (1) 第97条に基づく規則は、

- (a) 無条件に又は条件付きで、行動を制限又は禁止することができる。
 - (b) 次のいずれにも適用できる。
 - (i) 適宜、南アフリカ共和国全土に又は1州全体に、又は特定の地域若しくは地域カテゴリーのみに。
 - (ii) すべての人々に、又は特定カテゴリーの人々のみに。
 - (iii) すべての種にわたり、又は特定の種若しくは種のカテゴリーのみに。
 - (iv) すべての許可若しくは異議申立にわたり、又は特定カテゴリーの許可若しくは異議申立のみに。
 - (c) 以下の各号について差異を設けることができる。
 - (i) 地域間若しくは地域のカテゴリー間で。
 - (ii) 人々の間若しくは人々のカテゴリー間で。
 - (iii) 種の間若しくは種のカテゴリー間で。
 - (iv) 許可のカテゴリー間で、若しくは異議申立のカテゴリー間で。
- (2) 第97条に基づいて定める規則では、その規定に違反する者若しくは遵守しない者に対し、以下のいずれかにより違反の罪とその責めを問う旨を定めることができる。
- (a) 5年以下の拘禁
 - (b) しかるべき罰金刑
 - (c) 禁固刑及び罰金刑の両方

第2部 協議プロセス

協議

99. (1) 大臣は、本法の規定に基づき、本条及び第100条に従って行使しなければならない権限を行使する前に、その状況の下で適切な協議プロセスを踏むものとする。
- (2) 大臣は、第(1)項に基づいて、以下を行うものとする。
- (a) この権限の行使により影響が及ぶ可能性のある分野を所掌する閣僚全員と協議すること。
 - (b) 憲法第3章に定める協同ガバナンスの原則に従って、この権限の行使により影響が及ぶ可能性のある州の環境問題執行委員会委員(MEC)と協議すること。
 - (c) 第100条に従って、このプロセスに一般国民の参加を認めること。

一般国民の参加

100. (1) 大臣は、第99条で提案される権限行使について、以下で告示するものとする。
- (a) 官報により。
 - (b) 全国紙の少なくとも1紙で。又は、権限の行使が特定地域に限られる場合は、当該地域で配布される新聞少なくとも1紙で。
- (2) 告示では以下を行うものとする。
- (a) 提案される権限行使に対する書面による意見表明又は反論を、官報の告示公布の30日以内に大臣に提出するよう、一般国民に促すこと。
 - (b) 一般国民が有効な意見表明若しくは反論ができるよう、十分な情報を提供すること。
- (3) 大臣は、適切な状況にある場合には、関心のある者若しくは地域社会が、大臣若しくは大臣が指定した者に対し、口頭での意見表明若しくは反論を行うことを許可することができる。
- (4) 大臣は、その権限を行使する前に、受理若しくは提出された意見表明若しくは反論を十分に考慮するものとする。

第9章 違反と罰則

違反

101. (1) 以下の規定に違反する者又は遵守しない者は、違反の罪に問われるものとする。
- (a) 第57条(1)、第65条(1)、第67条(2)、第71条(1)、又は第81条(1)
 - (b) 第57条(2)に基づいて公布された告示
 - (c) 第69条(2)又は第73条(3)に基づいて発令された指令
- (2) 許可の所持者で次の者は有罪である。
- (a) 第69条(1)又は第73条(1)の規定について、違反した又は遵守しない者
 - (b) 許可の発行を受けた活動を、許可発行条件に従わずに実施した者
 - (c) 本(a)項又は(b)項の違反となる作為又は不作為を他者に許可又は容認した者
- (3) 以下の各号のいずれかを犯したものは、違反の罪に問われるものとする。
- (a) 許可を不正に改ざんする。
 - (b) 許可として使う目的で、文書を偽造する又は捏造する。
 - (c) 許可を装うために改ざんした又は偽の文書を、渡す、使用する、改ざんする又は占有する。
 - (d) 許可を取得する目的で、偽の供述又は報告を意図的に行う。

罰

102. (1) 第101条による違反を犯した者は、罰金又は5年以下の拘禁、若しくは罰金及び拘禁の両方を課す。
- (2) 第(1)項に基づく罰金は、以下の範囲内とする。
- (a) 1991年罰金調整法(1991年法律第101号)で定める金額、又は
 - (b) リスト記載の、脅威にさらされている種若しくは保護されている種の標本が関わる違反を犯した場合は、(a)項に基づき決められる金額、又はその違反が行われた標本の商業的価値の3倍に相当する金額で、いずれか大きい金額

第10章 雑則

1984年法律第122号の廃止

103. 1984年森林法(1984年法律第122号)は、本法により廃止する。

留保

104. (1) 1984年森林法(1984年法律第122号)の下で行われた事項であって、本法に基づき行う可能性又は必要のあるものは、本法の下で行われたものとみなすものとする。
- (2) 1984年森林法の廃止直前に、以下を務めていた者は、本法第100条により以下のようにする。
- (a) 国立植物研究所の理事であった者は、南アフリカ国立生物多様性研究所の理事となり、大臣が第15条に基づいて理事を任命するまで、そのまま理事を務める。
 - (b) 国立植物研究所の所長であった者は、南アフリカ国立生物多様性研究所の所長代行となり、理事会が第29条に基づいて所長を任命するまで、そのまま所長代行を務める。
 - (c) 国立植物研究所の所長を含むすべての職員は、1984年森林法の廃止直前に適用された雇用条件の下に、南アフリカ国立生物多様性研究所の職員として第30条の下で任命され

たものとみなすものとする。

(3) 第(2)(c)項は、同項で言及する職員に1984年森林法の廃止以前に与えられていた年金、休暇その他の手当や福利制度等には影響を及ぼさないものとし、それらは職員の勤務中断及び雇用者の変更がなかったものとして尊重されなければならない。

(4) 1984年森林法の廃止日以降、

(a) 国立植物研究所のすべての資産、負債、権利及び義務は、南アフリカ国立生物多様性研究所に帰属する。

(b) 同森林法第64条の国立植物研究所基金の残高は、南アフリカ国立生物多様性研究所に支払うものとする。

実施中のバイオプロスペクティング・プロジェクト

105. (1) 第6章の施行時点で、第82条に基づいて保護されるべき利益に関するバイオプロスペクティング・プロジェクトに関わっていた当事者は、当該条項にかかわらず、第6章に基づく適切な利益配分協定の交渉及び施行まで、当該プロジェクトを継続することができる。

(2) 第(1)項は、第6章の施行1年後に失効する。

略称及び施行期日

106. 本法は、「2004年国家環境管理：生物多様性法」と称し、官報の布告により大統領が定める日に施行する。